

■会議結果の概要

会議の名称
例月出納検査、定例監査及び財政援助団体等監査
開催日時
令和7年1月27日（月） 午後1時20分から午後3時57分まで
開催場所
北名古屋市役所 東庁舎 3階 政策審議室
出席者数
監査委員2名、事務局職員他18名
議題（公開・非公開の別）及び会議の内容（審議経過、結論等）
（検査及び監査の経過については非公開） (1) 令和6年12月分例月出納検査（下水道事業会計含む） 例月出納検査結果 ア 現金（預金）の出納状況を調査した結果、誤りは認められなかった。 イ 出納諸帳簿及び証拠書類に誤りは認められなかった。 (2) 定例監査（鹿田北保育園及び久地野保育園） 定例監査結果（別紙のとおり） (3) 財政援助団体等監査〔株式会社はな保育（はな保育室 にしはる駅前及びとくしげ駅前）〕 財政援助団体等監査結果（別紙のとおり）
非公開の理由
監査又は検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、非公開。（北名古屋市情報公開条例第7条第6号）
傍聴者数
その他
照会先
監査委員事務局監査課 ファックス番号：0568-23-3160 電子メールアドレス：kansa@city.kitanagoya.lg.jp

北名古屋市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和7年3月14日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 井上一男

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

鹿田北保育園及び久地野保育園

対象期間 令和5年11月1日から令和7年1月27日までの所管事務

実施期間 令和7年1月9日から令和7年1月27日まで

2 監査の概要

各所管事務のうち、主に消耗品費及び保育材料費の執行並びに備品の管理について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴取して、事務事業の執行及び管理が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果等

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、おおむね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

鹿田北保育園及び久地野保育園の概要及び監査の結果の主なものについては、次のとおりである。

(1) 園の概要

<鹿田北保育園>

園児数 100 人

保育士数 25 人（常勤職員 12 人、会計年度任用職員 12 人休業あり）*R6. 12. 1 現在
予算執行状況（R6 年度は R6. 10. 31 まで）

	種別	予算額	支出済額	執行率
R5 年度	保育園運営費	414,960 円	399,687 円	96.3%
	保育園活動費	847,000 円	830,191 円	98.0%
R6 年度	保育園運営費	444,360 円	192,137 円	43.2%
	保育園活動費	869,000 円	386,979 円	44.5%

※ 保育園運営費は消耗品費、保育園活動費は保育材料費

<久地野保育園>

園児数 206 人

保育士数 41 人（常勤職員 19 人、会計年度任用職員 22 人）*R6. 12. 1 現在
予算執行状況（R6 年度は R6. 10. 31 まで）

	種別	予算額	支出済額	執行率
R5 年度	保育園運営費	675,340 円	551,624 円	81.7%
	保育園活動費	1,754,000 円	1,677,540 円	95.6%
R6 年度	保育園運営費	667,220 円	475,009 円	71.2%
	保育園活動費	1,676,000 円	1,068,013 円	63.7%

※ 保育園運営費は消耗品費、保育園活動費は保育材料費

(2) 監査の結果

<保育園共通>

意見

ア 消耗品の管理において、在庫確認表に軽微な誤りがある園があった。在庫数を適正に管理するため、消耗品の受け入れ、払い出し及び在庫数が正しく確認できるよう適切に記載されたい。また、消耗品の適切な保管場所について検討されたい。

イ 電磁的記録媒体を各園で保有し業務で使用しているが、盗難もしくは紛失等による情報漏えいのリスクに鑑み、その保管及び使用にあたっての管理が厳重に行われる運用方法を検討されたい。

北名古屋市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和7年3月14日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 井上一男

財政援助団体等監査の結果について

1 監査の対象

株式会社はな保育はな保育室にしはる駅前及びはな保育室とくしげ駅前（以下「はな保育室にしはる駅前及びとくしげ駅前」という。）における財政的援助に係る出納その他の事務で、主として令和6年度執行の事務

2 監査の期間

令和6年12月17日から令和7年1月27日まで

3 監査の概要

当該監査対象団体（はな保育室にしはる駅前及びとくしげ駅前）を所管している福祉こども部保育課及び同団体関係者から監査資料及び関係書類等の提出を求め監査し、説明を聴取して、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として、監査を実施した。

4 監査の結果等

監査を実施した範囲において、保育課及びはな保育室にしはる駅前及びとくしげ駅前の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

監査対象団体（はな保育室にしはる駅前及びとくしげ駅前）の概要及び補助金並びに監査の結果については、次のとおりである。

(1) 監査団体の概要

【設立】

- ア 株式会社はな保育
愛知県名古屋市中区丸の内 1-5-28 伊藤忠丸の内ビル 8F
平成 24 年設立
- イ はな保育室にしはる駅前
北名古屋市鹿田 3534 番地 2
平成 28 年 4 月 1 日事業認可
平成 28 年 4 月 1 日株式会社はな保育の小規模認可保育園として開所
- ウ はな保育室とくしげ駅前
北名古屋市徳重小崎 33 番地 1
平成 30 年 4 月 1 日事業認可
平成 30 年 4 月 1 日株式会社はな保育の小規模認可保育園として開所

【定員・職員数】

- ア はな保育室にしはる駅前（小規模保育事業）
定員：19 人（12/1 現在 18 人契約） 職員数：10 人
- イ はな保育室とくしげ駅前（小規模保育事業）
定員：19 人（12/1 現在 19 人契約） 職員数：16 人

【事業内容】

小規模保育事業、延長保育事業、一時預かり事業（保育型）

【R5 年度財務諸表の概要】

- ア はな保育室にしはる駅前
当期活動増減差額 5,726,702 円（1149.46%）
- イ はな保育室とくしげ駅前
当期活動増減差額 ▲3,226,917 円（赤字転換）
※利用人数の減によるもの

(2) 補助金

- ア 根拠法令
子ども・子育て支援法
北名古屋市延長保育事業（委託型）実施要綱

北名古屋市一時預かり事業（委託型）実施要綱

イ 助成の種類と推移 (単位：円)

年度	助成の種類	北名古屋市延長保育事業 (委託型) 委託
令和6年度(12/1現在)		6,000
令和5年度		42,000
令和4年度		32,000
令和3年度		232,000
令和2年度		226,000

年度	助成の種類	北名古屋市一時預かり事業 (保育型) 委託
令和6年度(12/1現在)		5,040,000
令和5年度		8,640,000
令和4年度		8,640,000
令和3年度		8,640,000
令和2年度		8,640,000

※北名古屋市延長保育事業（委託型）委託については、はな保育室とくしげ駅前
の金額であり、はな保育室にしはる駅前には委託契約を締結しているが今年度
の実績はない。

また、北名古屋市一時預かり事業（保育型）委託については、はな保育室と
くしげ駅前金額であり、はな保育室にしはる駅前には委託契約の締結なし。

(3) 監査の結果

意見

＜はな保育室にしはる駅前及びとくしげ駅前＞

当該財政的援助に係る不適切な出納は認められなかったが、各事業ごとの支出
の内訳を明確に区分し整理する方法について検討されたい。

＜所管課：保育課＞

ア 委託対象事業を明確にするため、対象事業の名称設定を適切に行い、事業委
託に係る各事務手続において統一された運用となるよう留意されたい。

イ 委託料の積算にあたっては、対象事業の実施状況や受託者が事業実施に要す
る経費等を適切に把握し、実態に応じた額で実施されるよう精査されたい。